

# ペットの迎え方



**新**たにペットを迎える際、自治体の動物愛護管理センターや民間の動物保護団体から引き取る「譲渡」という選択肢を選ぶ人も増えています。譲渡されるのは、飼い主不明で保護されたり、飼育放棄などによって引き取られたり、災害などで飼い主が飼えなくなった保護動物たちです。もちろん、さまざまな事情を抱えている個体もいて、お世話が大変なこともあります。動物愛護の観点からも、もっと多くの人に考えてもらいたい選択肢のひとつです。

## ペットショップ、ブリーダー等の動物取扱業の規制と飼養管理基準

ペットショップ、ブリーダー等の動物(哺乳類、鳥類、爬虫類<sup>は</sup>)を扱う事業を行う場合は、動物愛護管理法\*によって、動物取扱業の規制を受けることとなります。動物取扱業者は、動物の健康と安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、毎日の清掃や、帳簿類の記録など、様々な基準を守る必要があります。特に、令和元年の法改正により、犬猫の飼養管理基準(ケージ等の大きさ、従業員の数、繁殖の基準等)が具体化されています。 \* 動物の愛護及び管理に関する法律



◇ ペットショップやブリーダー等からペットを迎える場合は、次の内容を参考に信頼できるところを選びましょう。もちろん飼い主になる方は、責任をもって寿命までお世話するという覚悟も持ってください。



- 都道府県等に登録された動物取扱業者であること(登録情報が掲示されているか)
- 動物を大切に扱っていること(病気やケガ等をしている動物がいないか)
- 清掃が行き届き、清潔であること(店内に臭いなどがいないか)
- 知識、経験を持つ動物取扱責任者が配置されていること
- 動物の生年月日や生産地、標準体長等の情報が表示されていること
- 購入する前に現物確認(動物の状態を直接見せる)と対面説明(健康状態、飼い方、繁殖者の情報等の18項目の説明)が行われること
- 可能であれば、店頭で動物を見るだけでなく、その親が適切に飼育されているか確認できること



## 犬猫の飼養管理基準

具体的に定められた基準の一部を紹介します。

- ・ ケージの大きさは体長の2倍×1.5倍以上、高さは犬で体高の2倍以上、猫で3倍以上
- ・ ケージ等の床材に金網の使用を禁止、サビ、割れなどの破損があるものの禁止
- ・ 従業員1人あたりの飼養頭数は、犬で20頭(うち繁殖犬は15頭)、猫で30頭(うち繁殖猫は25頭)まで
- ・ 1年以上飼育する犬猫の年1回以上の健康診断の義務
- ・ ペットショップ等を含め犬猫を展示する場合は、休憩できる設備に自由に移動できる状態にするか、6時間以内に休憩時間を設けること(6時間以上の連続した展示を禁止)
- ・ 犬猫のメスの繁殖年齢は原則6歳まで、犬の出産回数は6回まで
- ・ 体にフンや尿がこびりついている状態や、毛玉ができている状態等の禁止

